

各県立学校長 様

教 育 長

学校における教育活動の再開について（通知）

令和2年2月28日付け元教健第927号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について」において、県立学校については3月2日から春季休業の開始までの間、一斉臨時休業としたところです。

3月19日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、現時点での感染拡大は、一定程度持ちこたえている状況であり、感染拡大への備えは不可欠ではあるものの、学校における様々な活動について、感染拡大の低い活動から実施してよいとの見解が示されました。

また、文部科学省から、本日付けで「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」が示されたところです。

こうした中、本県においては、感染者は確認されてはおりますが、その後、急速な拡大は見られず、一定程度収まっているという現状にあることから、十分な感染防止の措置を行った上で、4月1日より学校における教育活動を再開することとします。

ただし、教育活動を再開した後、児童生徒及び教職員等に新たな感染者が発生した場合には、感染者や濃厚接触者の状況等を踏まえて保健所等関係機関と相談し、休業等の範囲、期間を検討することとします。

感染状況については常に変化しており、今後、患者の急増も懸念される中での再開であることを認識し、引き続き十分な情報収集を怠らず、日々即応で臨み、下記のとおり感染防止対策に万全を期するとともに、別紙の留意事項に基づき対応願います。

記

1 感染防止対策の徹底について（別紙参照）

- (1) 感染リスクを高める3つの条件が同時に重なる場を避ける工夫をする。
- (2) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (3) 家庭と連携し、発熱等の風邪症状の確認を徹底し、症状がある場合には登校を控えさせるよう指導する。

※ 若年世代は新型コロナウイルス感染による重症化リスクが低く、症状の軽い人が感染を広げてしまう可能性があることから特に指導をお願いします。

2 始業式・入学式等について

2月26日付け元教健第914号「新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式の対応について」の通知に準じて、参加者における咳エチケットの徹底や手洗いの奨励、風邪のような症状のある方は参加いただかないことの徹底のほか、式典時間の短縮、出席者の限定などを検討する。

なお、このことを踏まえ、始業式・入学式等を実施するよう留意する。

(問い合わせ先 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)
(高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779)

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における教育活動の再開について（依頼）

令和2年2月28日付け元教健第927号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について」において、各市町村教育委員会教育長に3月2日から春季休業の開始までの間の一斉臨時休業について御検討、御対応いただいたところです。

3月19日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、現時点での感染拡大は、一定程度持ちこたえている状況であり、感染拡大への備えは不可欠ではあるものの、学校における様々な活動について、感染拡大の低い活動から実施してよいとの見解が示されました。

また、文部科学省から、本日付けで「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」が示されたところです。

こうした中、本県においては、感染者は確認されてはおりますが、その後、急速な拡大は見られず、一定程度収まっているという現状にあることから、各市町村教育委員会におかれましては、十分な感染防止の措置を行った上で、4月1日より学校における教育活動を再開することについて御対応くださるようお願いいたします。

ただし、教育活動を再開した後、児童生徒及び教職員等に新たな感染者が発生した場合には、感染者や濃厚接触者の状況等を踏まえて保健所等関係機関と相談し、休業等の範囲、期間を検討することとします。

感染状況については常に変化しており、今後、患者の急増も懸念される中での再開であることを認識し、引き続き十分な情報収集を怠らず、日々即応で臨み、下記のとおり感染防止対策に万全を期するとともに、別紙の留意事項に基づき対応くださるようご指導をお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底について（別紙参照）

- (1) 感染リスクを高める3つの条件が同時に重なる場を避ける工夫をする。
- (2) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (3) 家庭と連携し、発熱等の風邪症状の確認を徹底し、症状がある場合には登校を控えさせるよう指導する。

※ 若年世代は新型コロナウイルス感染による重症化リスクが低く、症状の軽い人が感染を広げてしまう可能性があることから特に指導をお願いいたします。

2 始業式・入学式等について

2月26日付け元教健第914号「新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式の対応について」の通知に準じて、参加者における咳エチケットの徹底や手洗いの奨励、風邪のような症状のある方は参加いただかないことの徹底のほか、式典時間の短縮、出席者の限定などを検討いただきますようお願いいたします。

なお、このことを踏まえ、始業式・入学式等を実施するよう留意してください。

| | | | | | |
|---------|---------|----|----|----|---------------|
| (問い合わせ先 | 健康教育課 | 主幹 | 佐藤 | 電話 | 024-521-7777) |
| (| 義務教育課 | 主幹 | 横山 | 電話 | 024-521-7732) |
| (| 高校教育課 | 主幹 | 箱崎 | 電話 | 024-521-7769) |
| (| 特別支援教育課 | 主幹 | 赤坂 | 電話 | 024-521-7779) |